

1. 議事日程第1号

(平成23年第6回大口町議会定例会)

平成23年9月1日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第43号 大口町税条例等の一部改正についてから議案第54号 明日の学校づくり施設整備事業大口南小学校新築工事(第1工区)請負契約の変更についてまで、及び認定第1号 平成22年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について(提案説明)
- 日程第5 議案第54号 明日の学校づくり施設整備事業大口南小学校新築工事(第1工区)請負契約の変更について(質疑・討論・採決)

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	江 幡 満世志	2番	吉 田 正
3番	柘 植 満	4番	伊 藤 浩
5番	前 田 新 生	6番	大 島 保 憲
7番	丹 羽 孝	8番	岡 孝 夫
9番	土 田 進	10番	齊 木 一 三
11番	宮 田 和 美	12番	酒 井 廣 治
13番	丹 羽 勉	14番	木 野 春 徳
15番	倉 知 敏 美		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 進	副 町 長	大 森 滋
教 育 長	長 屋 孝 成	地域協働部長	近 藤 定 昭

健康福祉部長	村田貞俊	建設部長	野田透
総務部長	小島幹久	生涯教育部長	近藤孝文
会計管理者	吉田治則	行政課長	江口利光
学校教育課長	竹本均	代表監査委員	鈴木鹿太郎
監査委員 事務局次長	大森康江		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	河合俊英	議会事務局 次長	吉田雅仁
--------	------	-------------	------

開会及び開議の宣告

議長（倉知敏美君） それでは、ただいまから平成23年第6回大口町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程の順序に従い会議を進めます。

（午前 9時30分）

会議録署名議員の指名

議長（倉知敏美君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、9番 土田進議員、10番 齊木一三議員を指名いたします。

会期の決定

議長（倉知敏美君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの20日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月20日までの20日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付いたしております会期日程のとおりであります。

諸般の報告

議長（倉知敏美君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、平成23年度決算審査時における行政監査の結果について、並びに例月出納検査結果の5月分から7月分についての報告がありました。

次に、町長から平成22年度大口町財政健全化判断比率等についての報告がありました。

以上、5件の報告については、それぞれ写しをお手元に配付いたしております。

次に、愛知の教育を考える会事務局長 杉田謙一氏から、大口町議会の議場に国旗及び町旗の掲揚を要望する陳情書が提出されましたので、議会運営委員会に送付いたしまして、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、私学をよくする愛知父母懇談会会長 横井暢彦氏、愛知私学助成をすすめる会会長 中川初枝氏の連名により、国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書、愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書及び私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書が提出されましたので、文教福祉常任委員会に送付し、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、本定例会説明員として、町長以下関係職員及び代表監査委員に対し、地方自治法第121条の規定により出席を求めていますので、御報告を申し上げます。

次に、総務建設常任委員会及び文教福祉常任委員会が所管事務調査を行っておりますので、それぞれ委員長から報告をお願いいたします。

総務建設常任委員長 柘植満議員。

総務建設常任委員長（柘植 満君） おはようございます。

議長の御指名をいただきましたので、6月定例会にて御承認いただきました総務建設常任委員会の所管事務調査について御報告いたします。

参加者は委員8名全員と職員2名、計10名で、調査の目的は防災の対応等について研修いたしました。

1日目は、大阪市阿倍野防災センターを視察いたしました。防災学習ゾーンや地震で崩れた町なかを再現した地震災害体験ゾーンなどを体験しながら見て回り、日ごろから防災・減災を心がけることの大切さを学びました。実際に煙を想定しての体験は参考になりました。センターの方にお聞きしましたら、3月11日以降、この施設に訪れる方が急増したとのことで、災害に対する関心が高くなっていると感じました。

2日目は、淡路市北淡震災記念公園にて市役所の危機管理課長さん初め担当の方から、平成7年1月17日に起きました阪神・淡路大震災の防災について研修を受けました。淡路市は、平成17年4月に津名町、岩屋町、北淡町、一宮町、東浦町が合併し、面積184.21平方キロメートル、人口4万8,197人の市です。過去に、大口町から何度も視察をさせていただいているということでしたが、快く受けていただき心からお礼を申し上げたいと思います。

研修事項は、1．被災被害と行政の対応、2．地域自主防災組織が果たした役割、3．震災被害からの心のケア、4．復興におけるまちづくりビジョン、推進力等について前もってお願いをしておりましたので、回答という形で受けました。

1．被災被害と行政の対応、2．地域自主防災組織が果たした役割につきましては、平成7年1月17日午前5時46分に地震が発生、44分後、北淡町災害対策本部が設置される。電話がどんどん入ってくるが、応援体制はとれない状態であったため、自衛隊を要請するも、派遣指示は県知事となっており、早朝のため職員は出勤しておらず、10時ごろに派遣が頼めたというこ

とでした。

当時、北淡町では、自主防災の組織づくりの考え方としては、消防団があるのに別の組織をつくらなくても消防団を自主防災組織にしていけばいいんだという考えだったそうです。驚きましたけれども、旧北淡町には消防団員が500名以上いて、災害時、消防団員は地域と一体になり安否確認に回り、300人を救出・救助することができた。ひとり住まいの高齢者は、民生員さんからリストをいただき、消防団全員で確認に動いたそうです。また、区長さんはデータづくりと、行政と地域が連携をした活動により、12時間後には不明者ゼロと報告ができ、早急に対応できたことに評価されたそうでございます。

旧北淡町ときは、日ごろの地域とのかかわりが深く、各家の状況、家の間取り、そしてどこに寝ているかがわかっていたということが救済につながったそうでありました。また、人口の5%が消防団経験者ということも救済活動につながったということでありました。

3. 震災被害からの心のケアについては、避難所の心のケアを医師、看護師、県から担当に来ていただき、対応されたそうです。

4. 復興におけるまちづくりビジョン、推進力について、旧北淡町時代は、負債が多く、瓦れき処理も国が半分、県と町が4分の1負担をし、復興に多くの費用がかかった。職員の給料を10%削減し、議員定数も1割削減、危機管理としては避難所に標高を表示し、避難所経路の提示、ハザードマップの見直し、DVDを利用して市民の意識改革と、自分で命を守ることを指導している。そして、今後、庁舎が一番低いところにあるのをどうするかが課題だということでもございました。災害時は、地域の人々が自発的に炊き出しを行い、人口の5%が消防団経験者という地域力が非常時の推進力になったとのことでもありました。

旧北淡町時代、災害に襲われた職員の方の復旧・復興までの経緯についての実体験からのお話は、多くのことを学ばせていただきました。静岡で、自主防災組織の人たちが参加しての講演をされたそうでございますが、老人会の集まりのようだったと話されていました。自主防災のあり方は、大口町におきましても大事な課題だと思います。本町も、町民の意識改革は必要だと感じました。詳細は、ともに資料を添付させていただいておりますので、ごらんいただければ幸いです。

以上で、総務建設常任委員会の報告とさせていただきます。

議長（倉知敏美君） 御苦労さまでした。

続いて、文教福祉常任委員長 岡孝夫議員。

文教福祉常任委員長（岡 孝夫君） 改めまして、おはようございます。

議長の御指名をいただきましたので、去る7月5日、6日の両日に行いました文教福祉常任委員会の所管事務調査について報告させていただきます。

調査に参加したのは、委員全員と健康福祉部の職員 2 人の計 9 人、視察先は広島県の庄原市役所と同県熊野町役場、調査の目的は庄原市では保育所の指定管理化、熊野町では認知症対策等についてであります。

1 日目、庄原市役所を視察しました。

庄原市は、平成17年、1市6町が新設合併した町で、広島県の北東部、中国地方のほぼ中央に位置し、東は岡山県、北は島根県・鳥取県に隣接、中国山地の山々に囲まれた河川沿いに広がる盆地や流域の平たん地に複数の市街地と大小の集落を形成しており、地形は東西が53キロメートル、南北が42キロメートルのおおむね四角形で、面積は1,247平方キロメートル、大口町の約92倍ほどになります。面積は、広島県の約14%を占め、全国自治体の中で12番目の広さ。ただし、面積の84%が森林という特徴を持っております。人口は、昭和35年には8万1,000人を超えていましたが、高度経済成長期における若年層の流出によって著しい減少を招き、以降も減少で推移、平成22年の国勢調査では4万255人となっています。加えて、少子高齢化が進み、平成17年の国勢調査では65歳以上が36.2%となっています。

産業別人口では、第2次産業は平成2年の31.4%をピークとして低下に転じ、平成17年には23.1%。第1次産業は、広島県全体の4.4%に対し22.8%、逆に、第3次産業は、県全体の68.0%に対し54.1%と低くなっています。

財政状況として、歳入全体に占める地方税の割合が12.1%と極めて自主的財源に乏しく、財政力指数は0.286、経常収支比率は95.1%と高く、今後さらに財政の硬直化が進行することが懸念されている中、平成23年度の当初予算は325億円と大きいですが、規模的には過疎対策が占めている。また、実質公債費比率が22.8%と大きくなっている旨、説明がありました。

さて、庄原市の取り組みであります。小泉政権下で行われた三位一体改革により、自主財源に乏しい中、打撃を受け、歳入の約半数を普通交付税等に依存しているが、平成16年度から18年度の間、トータル26億円、15年度に比べ減額になった。こういった財政状況や国の集中改革プランによって、庄原市行政経営改革大綱を定め、事務事業全般について民間委託推進はできないか見直しを行い、官民の役割と責任を明確にした上で、民間委託として指定管理を推進してきたとのことでした。

その一つの手法として、庄原市総合サービス株式会社を設立、設立の趣旨として、民間経営ノウハウの導入により、効率的かつ質の高いサービス提供を目指す。また、きめ細やかなサービスの提供の実現、同時に雇用機会の確保、幅広い人材の活用も目指してきた。

なお、庄原市総合サービス株式会社は、庄原市を発起人とし、市が100%出資し、平成16年に設立。現在は、本社部門として3人、保育所運営部門として53人、給食調理部門として24人、体育館運営部門として6人、リサイクル事業部門として17人、規模としては、本年4月現在で

正社員103人となっているとの説明がありました。

株式会社設立のメリットとしては、住民側のメリットとしてサービス向上、事業の拡充。行財政運営の点では、民間の意見が生かされ、経常的経費の削減につながる。徐々ではあるが、組織のスリム化が図られているとのことでした。

保育所については、市内に20カ所あり、内訳は市立が11、私立が3、指定管理が5、公立僻地が1カ所となっており、入所状況としては定員1,320人であるが、4月現在の入所は1,115人。また、過疎化が進む中、廃所・休所となった保育園は24カ所あり、最も多いときの半数以下となっているとのことでした。

平成16年、一番最初に指定管理を導入した三日市保育所がありますが、財政状況が厳しい中、子育てに関するさまざまな要望があり、とりわけ保育所においては保育時間の延長や、低年齢児保育の拡大、一時保育等が望まれていた。そんな中、平成15年9月の指定管理制度の創設を受け、翌年の4月には指定管理制度を導入したので、スケジュール的には厳しかったが、公営より余裕のある職員配置や看護師の配置、特例延長保育など、保育ニーズへの対応を図っており、また、今年度も1カ所の保育所を指定管理化、25年には、市立保育所と私立保育所の統合、さらに二つの保育所の指定管理化を計画しているとのことでした。

現在、指定管理を導入している5カ所の保育園のうち、庄原市総合サービス株式会社が3カ所を、残りは高齢者施設を運営している社会福祉法人と保育所の指定管理を受けるために地域の方が立ち上げた株式会社となっており、すべてが公営より余裕のある職員配置、看護師の配置、特例延長など多様な保育ニーズへの対応に取り組まれています。

費用対効果については、平成17年度は、統合と指定管理の導入で、昨年比約6,000万円の効果。平成19年度は、前年度の統合に加え、さらに指定管理を行い、平成16年度比約1億2,200万円の効果があったとの説明がありました。

課題としては、保護者からは保育所の職員全員がかわることについての不安解消の声が最も多く、また、職員確保の上で、指定管理者の決定スケジュール上での時間の確保をしなければならない。さらには現在の方針として、市立保育園の半数について指定管理を目指す中、職員の確保に加え、指定管理者への委託料と今後の見直しが課題とのことでした。

保育サービスの維持・向上に努めながらも経費の削減につながっていることは、民間のノウハウが生きているものと思われませんが、指定管理者として市が100%出資する株式会社をつくったにも関わらず、保護者・地域の理解のために頻繁に住民・保護者説明会を実施しなければならなかったなど、大変だったようです。

指定管理の委託料の見直しについても、給与体系の違いなど考慮しなければならないことなど、多々あるようでした。

財政的に大変厳しい中、広大な面積に点在する集落、進む高齢化と人口減少などのため、一つの方法として積極的にアウトソーシングをせざるを得なかった背景は本町とは異なりますが、そのきっかけとして市100%出資の株式会社の立ち上げなど、一つの成功例として今後の本町の行政への参考となるものと感じました。

保育園を指定管理するしないは別として、また、今回は現地の保育園は視察しておりませんが、コスト意識など何か違うことがあるはずです。昨年度、視察させていただきました福井県のつぼみ保育園などの取り組み姿勢なども御参考にされ、一度第三者評価を受けてみるなど、今後の保育園の方向性を考える折の材料となれば幸いです。

続きまして、2日目は熊野町を視察しました。

熊野町は、広島市、呉市、東広島市といった大規模な市と隣接した高原都市で、昭和40年代前半までは、人口は1万人程度だったが、県営熊野団地の造成を契機に人口が急増、ベッドタウンの色合いが強くなってきているが、町の東部には今も多くの田園が残り、街路と田畑が混在する町との説明がありました。

面積は33.62平方キロメートル、標高約250メートルの高原状盆地で、周囲を400から700メートルの山々に囲まれているとのことでした。

人口は、平成23年5月末で2万5,247人。昭和60年ごろより横ばいだが、22年では65歳以上人口は6,600人、高齢化率25.9%、平成17年を境に国・県の高齢化率を上回る結果となっており、熊野町の特徴として、前期高齢者の割合が多く、これは昭和40年代の熊野団地の造成により、移り住まれた方の影響からか、前期高齢者の割合が、県の50.7%に対し、熊野町では61.4%と10%以上高くなっているとのことでした。

さらには、平成23年3月時点での65歳以上の人口は6,758人あり、うち914人が介護認定者となっており、その約半数の489人が何らかの形で認知症の傾向があるとの説明がありました。このような現状のもと、熊野町の認知症対策への取り組みについては、平成21年度、全国的に認知症サポーターの養成がどんどん進む時期、熊野町では養成は行っていなかった。そんな中、県から認知症にやさしい地域支援事業の打診があり、取り組みを始めたとのことでした。

平成21年度は、課題を洗い出し、認知症にやさしい地域づくり支援事業として推進協議会を3回開催、住民に理解を求めるための講演会を開催、ガイドブックの作成、認知症サポーター活動支援、徘徊SOSネットワーク整備に向けた検討会の開催、キャラバン・メイトを養成し認知症サポーター養成講座を開催した。

翌22年度は、県の事業に引き続き単町で継続実施、特に実働可能な徘徊SOSネットワークの構築に注力。これは、平常時に町に事前登録し、万が一のときは警察に通報するとともに町に連絡をもらう。それを受け、登録情報をもとに警察と協議しながら町内放送をしたり、協力

機関に依頼するものです。なお、事前登録は残念ながら、現在5人のみとのことでした。

ちなみに、昨年度は2件の徘徊があり、うち1人は発見されたが、もう1人はまだ発見されていない。4年くらい前にも1人行方不明、いまだ見つからないとの説明があり、事態の深刻さを感じたところであります。

平成23年度は、ネットワークの運用と登録がまだ5人しかいないのでふやしていく、また、キャラバン・メイトの中には民生委員、職員もいるのでより広い研修をしていきたい。

今後の課題としては、町内に専門の医療機関がないので、医師会との連携も図っていくこととの説明がありました。

今回の事業への評価として、1．認知症対策の事業の実施を通じ、広く町民に認知症への理解と関心を深められ、今後の認知症対策事業を展開する上での基盤整備と関係機関に対する意識づけができた。2．事業を実施することで、町にとって認知症対策において何が必要で、何を実施すべきかを把握することができ、今後の事業の必要性を確認することができた。3．家族介護者や周囲の人々への意識啓発にとらわれ過ぎた面がある。認知症事業の中心は本人であることを改めて認識し、さまざまな角度からのアプローチによる事業展開が必要。4．認知症対策事業を行っている自治体の動向を知り、情報交換することが非常に参考になった。この点において全国合同セミナーなどは有効であり、早い段階でのセミナー参加や、同一県内で事業受託自治体が集まった合同会議などの必要性があるとまとめられております。

今後の方向性につきましては、1．認知症サポーターを定期的に養成していくとともに、若い世代への認知症の理解を啓発。2．徘徊SOSネットワーク構築のための継続的な協議・検討を行い、実働可能なネットワークの構築。3．認知症介護相談会の開催や家族会の設立支援、キャラバン・メイトの活動支援など、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりの推進。4．町内に認知症専門医がいない現状を踏まえ町内医師会と協力し、かかりつけ医師と町外専門医療機関の連携を強化するなど、適切な医療が受けられる仕組みづくりを考えておられます。

また、介護予防事業としては、2次予防事業として対象者を生活機能チェックリストで把握、1,885人中、2次予防の対象者は283人。事業として、運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上について実施したが、利用者が少なくサービスの利用にはつながっていない現状がある。

ちなみに、熊野町では、保健師に加え、理学療法士、作業療法士も1名ずつ正職員として配置しており、正職員として意見交換に参加、彼らを中心に事業展開しているとのことでした。

また、1次予防の一つとして13地区でサロン事業も実施しているが、利用者が固定化され、新規の方の利用が少ないとの悩みがあるとのことでした。

最後になりますが、高齢化率、面積、地形など、熊野町と本町とは違いがあるものの、認知

症対策への先進的な取り組みをされ、その結果、並びにその過程における情報は、本町にとっても大変参考になるものと思っております。

以上、議長あて報告書とともに今回の視察により入手した資料も添付、提出しておりますので、御一読をお願い申し上げ、文教福祉常任委員会の所管事務調査報告とさせていただきます。議長（倉知敏美君） 御苦労さまでございました。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第43号から議案第54号まで及び認定第1号について（提案説明）

議長（倉知敏美君） 続きまして、日程第4、議案第43号 大口町税条例等の一部改正についてから議案第54号 明日の学校づくり施設整備事業大口南小学校新築工事（第1工区）請負契約の変更についてまで、及び認定第1号 平成22年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（森 進君） 議長さんのお許しをいただきましたので、今回上程をさせていただきました議案の提案理由を説明させていただきます。

初めに、議案第43号 大口町税条例等の一部改正について及び議案第44号 大口町都市計画税条例の一部改正についてであります。現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部改正に伴い、これらの条例等の一部を改正するものであります。

次に、議案第45号 大口町立学校施設開放に関する条例の制定についてであります。町民の生涯学習振興を図るため、学校教育に支障のない範囲で特別教室等を開放するため、必要な事項を条例として定めるものであります。

次に、議案第46号 平成23年度大口町一般会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出それぞれ1億810万8,000円を増額し、総額を94億7,923万9,000円とするものであります。

次に、議案第47号 平成23年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出それぞれ1億170万2,000円を増額し、総額を21億5,503万5,000円とするものであります。

次に、議案第48号 平成23年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出それぞれ59万円を増額し、総額を1億7,300万5,000円とするものであります。

次に、議案第49号 平成23年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出それぞれ2,755万1,000円を増額し、総額を8億2,169万1,000円とするものであります。

次に、議案第50号 平成23年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でありま

す。歳入歳出それぞれ499万円を増額し、総額を8億6,766万9,000円とするものであります。

次に、議案第51号 平成23年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出それぞれ3,000万円を増額し、総額を2,369万3,000円とするものであります。

次に、議案第52号 監査委員の選任についてであります。監査委員 鈴木鹿太郎氏の任期が本年11月4日に満了となることに伴い、同氏を再任するため、地方自治法第196条1項の規定により、議会の同意を求めます。なお、鈴木鹿太郎氏の略歴書を添付させていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第53号 教育委員会委員の任命についてであります。大口町教育委員会委員 服部真由美さんの任期が本年9月30日に満了となることに伴い、その後任に愛知県丹羽郡大口町余野六丁目458番地、昭和36年5月6日生まれ、中里みどりさんを任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。なお、中里みどりさんの略歴書を添付させていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第54号 明日の学校づくり施設整備事業大口南小学校新築工事（第1工区）請負契約の変更についてであります。設計変更により契約金額及び工期を変更するものであります。

最後に、認定第1号 平成22年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものであります。

以上、12議案、1認定についての提案説明とさせていただきます。

なお、議案第52号 監査委員の選任について及び議案第53号 教育委員会委員の任命についてを除く議案等につきましては、担当部長から詳細説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議長（倉知敏美君） 御苦労さまでした。

それでは、議案第43号及び議案第44号について、総務部長、説明願います。

総務部長（小島幹久君） 議長さんより御指名をいただきましたので、議案第43号 大口町税条例等の一部改正についてその内容の説明をさせていただきます。議案の最後に改正要旨が添付してありますのでごらん願います。

改正の目的は、地方税法等の一部改正に伴い、町民税に係る過料の改正等、所要の整備を図る必要があるため改正するものです。

改正の概要としては、一つには租税罰則の見直しに伴う町民税に関する過料の創設及び見直しであります。たばこ税及び特別土地保有税に係る不申告に対する過料を創設し、従前「3万円以下の過料」としていたものを、「10万円以下の過料」に改める見直しを行う内容であります。

二つ目の改正内容は、上場株式の配当所得及び譲渡所得等に対する税率の特定の適用期間を延長し、平成25年3月31日までとするものであります。

5ページの方をごらんいただきたいと思います。5ページの新旧対照表で説明させていただきます。

最初は、第1条による改正です。

第7条で過料の見直し、第35条の3第2項は条文の整備です。

35条の4は、条文の整備と過料の見直しとなっております。

6ページに移ります。

第57条の2第9項、第10項は、参照法令の改正に伴う条文整備です。

第68条、第79条は過料の見直し、92条の2各項は、たばこ税に係る不申告に関する過料の創設、125条の2各項は、特別土地保有税に係る不申告に関する過料の創設であります。

8ページをお願いいたします。

附則8条1項、2項は、現在該当する実績はありませんが、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の期限延長と条文整備であります。

9ページから10ページにかけ、第10条の2第4項は、参照法令の改正に伴う条文整備であります。

次に、10ページ、11ページ、12ページにかけての第2条及び第3条による改正分ですが、ともに上場株式の配当所得及び譲渡所得等に対する税率の特定の適用期間を延長するためのものであります。

3ページにお戻りください。

附則第1条は、施行期日を定めております。第2条では町民税に関する経過措置を、第3条では固定資産税に関する経過措置をそれぞれ定めております。

以上で、議案第43号の説明を終わります。

次に、議案第44号 大口町都市計画税条例の一部改正について、その内容説明をさせていただきます。

最終裏面2ページの新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、すべて参照法令の改正に伴い、条文整備を行うものであります。

1ページにお戻りください。

附則、施行期日、この条例は公布の日から施行する。2には、経過措置を定めております。

以上で、議案第44号の説明を終わります。

議長（倉知敏美君） 御苦労さまでした。

続いて、議案第45号について、生涯教育部長、説明願います。

生涯教育部長（近藤孝文君） 議長の御指名をいただきましたので、議案第45号 大口町立学校施設開放に関する条例の制定について内容の説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。

大口町立学校施設開放に関する条例。

この条例は、第1条の趣旨にありますように、特別教室等を開放する学校施設の管理について定めるものであります。

第2条は、学校施設の管理は教育委員会が行うものと定めています。

第3条は、開放する学校施設及び使用料を定めています。

3 ページをお願いいたします。

別表第1、開放するのは、大口中学校の技術室、美術室、調理室、被服室、理科室、音楽室、ランチルームで、使用料は1室1時間当たり500円です。

1 ページにお戻りください。

第4条は、使用の許可は教育委員会が行い、許可に際し、条件を付すことができると定めています。

第5条は、使用許可の制限について定めています。

第6条は、開放日時について定めています。

3 ページをお願いいたします。

別表第2、学校施設の開放日時は、土曜日・日曜日の午前9時から正午まで、午後1時から午後4時までとします。なお、土曜日・日曜日が祝日の場合、1月1日から1月4日まで、12月28日から12月31日まで及び土曜日・日曜日に学校が使用する場合は除きます。

2 ページをお願いいたします。

第7条は使用料の前納及び還付について、第8条は使用料の減免について定めています。

第9条は使用者の義務について、第10条は使用の制限等について、第11条は損害賠償について定めています。

委任、第12条、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で別に定める。

附則、この条例は、平成23年10月1日から施行する。

以上で、議案第45号の説明といたします。

議長（倉知敏美君） はい、御苦労さまでした。

続いて、議案第46号について、総務部長、説明願います。

総務部長（小島幹久君） それでは、議案第46号 平成23年度大口町一般会計補正予算（第3号）について、その内容の説明をさせていただきます。

それでは、事項別明細書7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入、款8.項1.目1.地方特例交付金、補正額として480万1,000円の増額であり、児童手当及び子ども手当特例交付金と減収補てん特例交付金のそれぞれの交付額が確定したため、増減額補正するものです。

次に、款14.県支出金、項2.県補助金、目2.民生費県補助金、補正額として375万円の増額であり、県の補助単価の改正に伴い、介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金の追加をお願いするものであります。

次に、款16.寄附金、項1.寄附金、目2.総務費寄附金は、大口町産業団地協同組合様より町政50周年記念事業にと20万円の寄附をいただき、補正するものです。

次に、款17.繰入金、項1.基金繰入金、目2.ふるさとづくり基金繰入金55万1,000円は、地域自治推進事業と動画配信事業協働委託に充当するため、追加繰り入れするものです。

同じく項2.特別会計繰入金、目1.後期高齢者医療特別会計繰入金は、22年度の保険料督促手数料相当分8,000円を一般会計に繰り入れるものです。

次に、款18.項1.目1.繰越金8,277万3,000円を前年度繰越金に追加するものです。

次ページ、9ページ、10ページをお願いします。

款19.諸収入、項3.目4.雑入、補正額として1,602万5,000円の増額であります。その内容は、民生費雑入で、老人保健医療費返納金及び子ども手当、障がい者自立支援給付費等、障がい者医療費のそれぞれの国庫及び県費負担金の過年度精算分を補正するものです。

次に、歳出です。

1枚めくっていただき、11、12ページをお願いします。

款2.総務費、項1.総務管理費、目3.職員管理費50万円の減額は、職員研修事業で東日本大震災におけるボランティア活動拠点への職員研修や、市町村職員研修センターへの専門的な研修等、見込み以上に職員研修旅費が必要となるため50万円追加し、研修費開催委託料について今後の予定に基づき100万円減額するものです。

同じく目5.財政調整基金費、補正額として9,138万7,000円の増額で、前年度繰越金の半分を積み立てるという決めによる計上であります。

同じく目6.財産管理費47万8,000円の減額は、既に工事が終わった庁舎地下倉庫移動棚改修工事及び公用車購入費の執行残であります。

同じく目8.住民自治費、補正額として40万円の増額であります。これは、地域自治推進事業で、豊田区と地域自治活動促進協働委託契約を新たに結ぶためと、大屋敷区と変更契約を結ぶために追加をお願いするものです。なお、ふるさとづくり基金を繰り入れて特定財源としております。

同じく目10.広報費15万1,000円は、町ホームページ動画サイトの撮影・編集について、憩い

の四季へ動画配信事業として協働委託するものであります。これについても、ふるさとづくり基金を繰り入れて特定財源としております。

同じく目11.地域振興費25万9,000円は、老人福祉センター憩いの四季の憩いの湯のボイラーとさくら屋の冷蔵庫の改修、修繕を行うものであります。

同じく目14.50周年記念事業費は、指定寄附をいただいたことによる財源補正であります。

次のページ、13、14ページをお開きください。

項2.徴税費、目2.賦課徴収費の24万6,000円の減額は、家屋評価計算システム更新に伴う庁用備品購入費の執行残であります。

同じく項4.選挙費、目2.各選挙費の147万1,000円の減額は、執行経費が確定した農業委員会一般選挙事業の執行残であります。

15、16ページをお願いいたします。

款3.民生費、項1.社会福祉費、目2.高齢者福祉費、これは介護基盤整備事業に係る県の補助単価改正に伴う補助金を特定財源として、その増額した375万円をそのまま歳出補正するものであります。

同じく、目3.障がい者福祉費、23節償還金利子及び割引料26万7,000円については、過年度精算金を返還するものです。

同じく目4.福祉医療費は、22年分に係る老人保健医療費負担金等返還金1万4,000円の計上と、後期高齢者医療保険事業における療養給付費負担金精算金1,100万4,000円の計上であります。

次に、項2.児童福祉費、目3.児童センター費、目4.保育園費の工事請負費の減額は、それぞれの工事の執行残であります。また、南、西保育園電気設備改修工事費100万4,000円は、南保育園において、カバーのない高圧受電設備開閉器に鳥が入り込み、周辺にまで及ぶ停電事故を起こしたため、再発防止を図るため改修するものです。西保育園も同様の機器のため、あわせて改修するための補正であります。

続いて17ページ、18ページをお願いします。

款4.衛生費、項1.保健衛生費、目1.保健衛生総務費50万1,000円の減額は、健康文化センター管理事業の電話交換機取りかえ工事費とトレーニングセンターのトレーニング機器購入費の執行残であります。

同じく項2.清掃費、目2.環境型社会形成費63万1,000円の補助金は、中小口区が旧北小学校跡地に不燃物集積場を設置整備するためのものであります。

次に、款8.土木費、項2.道路橋りょう費、目1.道路橋りょう維持整備費587万9,000円の増額となっております。その内容は、草刈り機を2台所有していましたが、その1台が故障し、土

木用備品購入費で買いかえるものと、道路整備事業の用地測量費については、大屋敷29号線の整備のためと二ツ屋地内の土地改良区の成果の公図と現況に相違があることがわかりましたので修正するための委託料の追加であります。17節公有財産購入費は、大屋敷29号線整備のための道路用地購入費の追加であります。

次に、項4.都市計画費、目4.公園費27万1,000円の減、これは堀尾跡公園裁断橋改修工事費の執行残を減額するものであります。

次に、19ページ、20ページをお願いいたします。

款9.消防費、項1.消防費、目1.非常備消防費221万1,000円、これはこのたびの大震災で被災した消防団員の公務災害補償費の確保のため、23年度に限り掛金の大幅な引き上げが行われたことによる増額補正であります。

次に、款10.教育費、項2.小学校費、目1.学校管理費136万8,000円の減については、需用費の25万8,000円の減額は、西小学校共聴設備におけるデジタル放送の対応を地デジチューナー購入で当初予定しておりましたが、配線自体の老朽化等により電波が弱くなってきており、配線の入替えや新規ブースターの設置を行う必要が生じたため、15節の西小学校テレビ共聴設備改修工事費192万2,000円を追加し対応することとしたものです。北小及び西小学校落雷防止工事費の減額は、ともに執行残を補正するものであります。

項3.中学校費、目1.学校管理費94万5,000円についても執行残を減額補正するものです。

次の、項5.社会教育費、目2.生涯学習施設費19万円についても工事の執行残であります。

次ページ21、22ページをお願いいたします。

項6.保健体育費、目2.生涯学習施設費の温水プール設備改修工事費367万5,000円の減額は、当初予定していたプールサイドの排水管改修工事の内容が見込み以上に複雑で、今年度のプール水の入替え時期までに工事発注が困難になったため減額し、来年度以降に繰り延べることにしたことになるものが主な理由です。

次に、款12.項1.目1.公債費については、平成22年度発行した起債に係る利子償還額が確定したため減額するものであります。

最後に、款14.項1.目1.予備費、300万2,000円を予備費に追加計上するものです。

最後のページ、23、24ページをお願いいたします。

こちらには、給与費明細書が載せてあります。

以上で、議案第46号 平成23年度大町一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

議長（倉知敏美君） はい、御苦労さまでした。

続いて、議案第47号から議案第49号までにつきまして、健康福祉部長、説明願います。

健康福祉部長（村田貞俊君） 議長さんの指名を受けましたので、議案第47号 平成23年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、事項別明細書により、歳入より説明させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

款4.項1.療養給付費交付金、目1.療養給付費交付金、補正額としましては791万6,000円の増額で、その内容につきましては、平成22年度国民健康保険退職者医療療養給付費等事業実績に基づき、社会保険診療報酬支払基金より交付金不足額の追加交付を受けるものであります。

款10.項1.繰越金、目1.繰越金、補正額につきましては9,378万6,000円の増額で、その内容につきましては、平成22年度国民健康保険特別会計決算に伴い、前年度繰越金の追加をするものであります。

続きまして、歳出の説明をいたします。

8ページ、9ページをお開きください。

款9.項1.基金積立金、目1.財政調整基金積立金、補正額は7,645万6,000円の増額で、その内容は、平成22年度大口町国民健康保険特別会計決算に伴い、平成22年度繰越金1億3,778万6,600円のうち、平成23年度当初予算繰越金額4,400万円、平成22年度国民健康保険療養給付費国庫負担金2,504万6,762円及び特定検診、保健指導国庫負担金14万7,000円の精算額を差し引いた金額に、平成22年度国民健康保険退職者医療療養給付費等事業実績により追加交付を受けた退職医療費療養給付費の791万7,043円を加えた額を財政調整基金に積み立てるものであります。

款10.諸支出金、項1.償還金及び還付加算金、目3.償還金、補正額は2,524万7,000円の増額で、その内容につきましては、平成22年度国庫補助金返納として高齢者医療制度円滑運営事業の実績による返納金5万2,278円と国庫負担金返納金として、平成22年度特定検診、保健指導国庫負担金の精算額14万7,000円、平成22年度国民健康保険療養給付費国庫負担金の精算額2,504万6,762円の返納金が生じたため、追加をするものであります。

款11.項1.予備費、目1.予備費、補正額は1,000円の減額で、その内容につきましては補正歳入額と歳出額の調整するものであります。

以上で、議案第47号 平成23年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明といたします。

続きまして、議案第48号 平成23年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして事項別明細書により、説明を申し上げます。

6ページ、7ページをお開きください。

款4.項1.繰越金、目1.繰越金、補正額は59万円の増額で、その内容は平成22年度後期高齢者

医療特別会計の歳入、歳出決算による前年度繰越金を追加するものであります。

8 ページ、9 ページをお開きください。

歳出。款1.項1.後期高齢者医療広域連合納付金、目1.後期高齢者医療広域連合納付金、補正額は58万2,000円の増額で、その内容は平成22年度出納整理分の保険料負担金精算金を追加するものであります。

款2.諸支出金、項2.繰出金、目1.繰出金、補正額は8,000円の増額で、その内容につきましては平成22年度分の督促手数料決算額を一般会計に繰り出すものであります。

以上で、議案第48号 平成23年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算の説明といたします。

続きまして、議案第49号 平成23年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして事項別明細書により、説明をさせていただきます。

6 ページ、7 ページをお開きください。

款3.国庫支出金、項2.国庫補助金、目2.地域支援事業交付金、補正額といたしましては45万6,000円の増額で、その内容につきましては、平成22年度地域支援事業の実績により、介護予防事業においては75万9,025円の減額、包括的支援事業及び任意事業においては121万4,788円の追加交付を受けましたので、この差額分を追加するものであります。

款4.項1.支払基金交付金、目1.介護給付費交付金、補正額といたしましては54万5,000円の増額で、その内容につきましては平成22年度の精算による過年度分としての介護給付費交付金を追加するものであります。

款5.県支出金、項2.県補助金、目1.地域支援事業交付金、補正額としましては22万8,000円の増額で、その内容につきましては、平成22年度地域支援事業の実績により、介護予防事業においては37万9,513円の減額、包括的支援事業及び任意事業においては60万7,394円の追加交付を受けましたので、この差額分を追加するものであります。

款7.項1.繰越金、目1.繰越金、補正額といたしましては2,632万2,000円の増額で、その内容につきましては平成22年度の決算に伴い、前年度繰越金の追加をするものであります。

次に、歳出に入ります。

8 ページ、9 ページをお開きください。

款4.項1.基金積立金、目1.介護給付費準備基金積立金、補正額といたしましては1,979万7,000円の増額で、その内容につきましては平成22年度介護保険料の余剰金を介護給付費準備基金に積み立てするものであります。

款5.諸支出金、項1.償還金及び還付加算金、目2.償還金、補正額としましては775万4,000円の増額で、その内容につきましては、平成22年度分の介護給付費に係る国庫負担金、県負担金、

地域支援事業支払基金交付金の精算に伴い、それぞれ返還金の追加をするものであります。

以上で、議案第49号 平成23年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

議長（倉知敏美君） はい、御苦労さまでした。

ここで、会議の途中ですが、10時50分まで休憩といたします。

（午前10時40分）

議長（倉知敏美君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時50分）

議長（倉知敏美君） 続きまして、議案第50号及び議案第51号について、建設部長、説明願います。

建設部長（野田 透君） 議長さんより御指名をいただきましたので、議案第50号 平成23年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして説明させていただきます。

今回補正をお願いいたしますのは、平成22年度の消費税の確定申告に伴うものでございます。

歳出から説明させていただきますので、事項別明細書8ページ、9ページをお願いいたします。

款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額は539万6,000円の増額であります。確定申告による税額は539万7,000円ですが、当初で1,000円の頭出しをしておりますので、補正額としては539万6,000円であります。なお、当初予算1,000円を一般財源で計上しておりましたので、本来の充当財源とする財源補正もあわせてお願いするものであります。

また、539万6,000円の財源としては、下段、款3.項1.目1.公債費のうち、前年度末に借り入れた分についての利率が確定したことによる減額分40万6,000円と、前のページ、6ページ、7ページ、歳入の款2.使用料及び手数料、項1.使用料、目1.下水道使用料の増額見込み分499万円を充てることとし、補正を行うものであります。

以上で、議案第50号 平成23年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第51号 平成23年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第2号）につきまして説明をさせていただきます。

下水道事業と同様に、平成22年度の消費税の確定申告に伴う補正をお願いするものであります。確定申告による税額は3,000円です。事項別明細書、6ページ、7ページの歳入では、款2.使用料及び手数料、項1.使用料、目1.農業集落家庭排水使用料を3,000円増額補

正し、8ページ、9ページ、歳出では、款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、消費税及び地方消費税3,000円を増額するものであります。

以上で、議案第51号 平成23年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

議長（倉知敏美君） 御苦労さまでした。

続きまして、議案第54号について、総務部長、説明をお願いします。

総務部長（小島幹久君） それでは、議案第54号 明日の学校づくり施設整備事業大口南小学校新築工事（第1工区）請負契約の変更について、その内容の説明をさせていただきます。

本年2月10日、制限つき一般競争入札を執行し、安藤建設株式会社名古屋支店が落札、2月16日の第1回大口町議会臨時会において契約議決をいただきました。

今議会に上程させていただきますのは、基礎工事を始めたところ、支持地盤が設計より深い位置にあったため、ラップルコンクリートを取りやめ、地盤改良工法とすることとなり、請負金額と工期に変更が生じ、地方自治法第96条第1項第5号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める事件となりましたので、本議会にお願いするものであります。

1. 契約の目的、明日の学校づくり施設整備事業大口南小学校新築工事（第1工区）。2. 契約金額、変更前13億1,477万7,450円、変更後13億3,327万5,300円。工期、変更前平成23年2月19日から平成24年2月29日まで、変更後平成23年2月19日から平成24年3月16日まで。4. 契約の相手方、名古屋市中区丸の内一丁目8番20号、安藤建設株式会社名古屋支店 執行役員支店長 田淵勝彦。

なお、変更設計内訳表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第54号の説明を終わります。

議長（倉知敏美君） 御苦労さまでございました。

続いて、認定第1号について、会計管理者、説明をお願いいたします。

会計管理者（吉田治則君） 議長さんの御指名をいただきましたので、認定第1号 平成22年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定につきまして、概要説明をさせていただきます。

平成22年度の日本経済は、平成20年秋以降の経済危機を克服し、緩やかな回復の兆しが見えましたが、急速な円高の進行、長引くデフレにより将来に対する不安が消費活動を阻害し、また、雇用不安は依然として解消されず厳しい状況となっております。さらに、人口減少や高齢化社会という構造的な問題を抱えている日本経済の先行きは、なお不透明な状況にあります。

こうした中で発生しました東日本大震災では、福島第一原発事故によって、放射性物質によ

る環境汚染や人体への健康被害ばかりではなく、エネルギー政策の根幹からの見直し、恒常的な電力不足による経済活動の停滞など、日本経済は前代未聞の試練に直面することとなりました。

愛知県におきましても、世界的な経済危機は製造業を中心とする愛知県経済を直撃し、県税収入は2年間で実に5,000億円と、過去に経験のない急激かつ大幅な減収に見舞われました。また、東日本大震災の生産活動、雇用への影響は払拭されておらず、さらに円高傾向も、輸出産業の収益改善の妨げとなるおそれがあり、財政状況はこれまで以上に厳しいものとなっています。

大口町におきましても、町内にある企業は、自動車や機械関係の製造業種が多く、景気に左右される愛知県経済と同様の構造となっており、町税収入のうち、特に法人町民税は平成20年度と比べますと、約10億円の減収となっております。こうした大変厳しい状況ではありましたが、平成22年度は第6次総合計画により、まちづくりの尺度「安全・協働・共生・公平・発展」を政策の視点として、基本政策で示している人材育成、環境・生活・経済活動基盤整備、安全と安心、自治と協働のまちづくりの4項目を柱に、自治体の使命であります住民福祉の増進につながる数々の施策が展開されたと言えます。

それでは、平成22年度大口町一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び附属資料をごらんいただきたいと思います。

初めに、1ページをお開きください。

このページにつきましては、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算総括表であります。

一般会計の収入済額は76億3,268万8,896円、収入未済額は2億471万1,976円であります。この収入未済額の内容としましては、町税が1億8,593万6,456円で大半を占めております。

次に、土地取得を初めとする特別会計全体の収入済額は36億9,629万29円、収入未済額は1億3,115万2,337円であります。この収入未済額の内容としましては、主に国民健康保険税が1億2,529万5,762円、介護保険料が308万8,950円となっております。

続きまして、2ページの歳出であります。

一般会計の支出済額は73億7,235万3,944円、翌年度繰越額は9,560万9,401円であります。不用額につきましては2億2,869万2,574円で、歳入歳出差引残額は2億6,033万4,952円です。この金額が、翌年度への繰越金となりますが、この中には繰越明許費繰越額7,756万1,401円が入っておりますので、これを差し引いた1億8,277万3,551円が実質収支額となり、実際の繰越金となります。

また、特別会計全体の支出済額は35億2,544万5,868円、歳入歳出差引残額は1億7,084万4,161円で、これが繰越金となります。

3ページ以降につきましては、一般会計を初めとする各会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書となっております。

このうち財産に関する調書の中で、物品につきましては、契約規則等の見直しに伴い、今回、取得価格「30万円以上」から「80万円以上」に変更させていただきました。後ほど、ごらんいただければと思います。

続きまして、平成22年度決算に係る主要施策の成果報告書の概要説明をさせていただきます。初めに、1ページをお開きください。

平成18年度から平成22年度までの財政力の推移であります。一番右側であります。平成22年度の基準財政需要額は34億1,204万6,000円で、前年度と比較しますと、1億7,876万2,000円の増額となっております。また、基準財政収入額は37億713万6,000円で、前年度と比較しますと、8億9,938万9,000円の減額となっております。この二つが普通交付税の算定に用いられる数値であり、収入額を需要額で除したものが中段の財政力指数1.09となっております。

この財政力指数は、平成20年度には過去2番目の1.74でありましたが、それ以降は低くなる傾向にあり、これは法人税の落ち込みが顕著にあらわれた結果であると言えます。しかしながら、依然、不交付団体として、前年度に引き続き健全な財政運営を維持することができたものと考えます。

次に、4ページをお開きください。

一般会計の地方債現在高の状況が事業債別、借入先別、目的区分別に、また、6ページからは、同様に公共下水道事業特別会計の状況が載せてあります。

一般会計は、臨時財政対策債として1億円の借り入れを行いました。約1億6,000万円を償還しましたので、平成22年度末現在高としましては26億5,579万5,624円となりました。これを住民1人当たりに換算しますと、約12万円となります。

また、公共下水道事業特別会計では、7,350万円の借り入れを行い、約1億7,000万円を償還しましたので、年度末現在高としましては42億1,315万7,531円となり、住民1人当たりに換算しますと、約19万円となります。

8ページには、用語解説を載せております。

このうち、中段の実質赤字比率から、以下将来負担比率までは、財政健全化法により算出することになった指標であります。大口町は、どの指標をとりましても、財政構造の健全性が保たれていると言えます。

次に、9ページ、一般会計の収支状況であります。

歳入は、前年度と比較しますと、約20億2,400万円、21%の大幅な減少となりました。また、歳出におきましても、同様に約18億1,600万円、19.8%の減少となりました。この要因としま

しては、歳入歳出両面におきまして、大きく影響していましたが大口北小学校の移転及び改築事業が完了したことによるものであります。

10ページからは、一般会計歳入決算の概要であります。

特に、町税の決算額は50億362万6,492円で、前年度と比較しますと、5.9%の増加となりました。これは、町民税が2.6%減少したものの、昨年度固定資産税のうち、償却資産の一部が大規模償却資産として愛知県の課税となっておりましたが、平成22年度は大口町の課税となり、13.4%増加したことによるものであります。

続いて、29ページをお願いします。

このページからは、一般会計歳出決算を性質別に記載させていただいております。

このうち、1. 人件費の決算額は13億7,397万5,000円で、前年度比7.2%の減少で、要因としましては、職員の退職に伴うもの、期末手当の引き下げ及び地域手当の廃止によるものであります。2. 扶助費の決算額は10億3,581万7,000円で、前年度比42.1%の増加で、要因としましては、子ども手当の創設によるものであります。次に、5. 補助費等の決算額9億5,786万円で、前年度比45.7%の減少で、要因としましては、町税過誤納還付金及び過誤納還付加算金が4億3,359万2,000円の減少、また、定額給付金が3億3,855万1,000円の減少によるものであります。8. 普通建設事業費の決算額は9億9,858万9,000円で、前年度比53.6%の減少で、要因としましては、先ほども申し上げましたように、大口北学校の移転・改築事業が完了したことによるものであります。

次に、大きくページをはねていただきまして、244ページをお開きください。

244ページからは、土地取得特別会計を初めとする特別会計の状況及び主要な施策の成果となっております。このうち、主な特別会計につきまして、説明をさせていただきます。

初めに、249ページ、国民健康保険特別会計であります。

歳入決算額につきましては19億8,109万552円で、前年度比3.7%の増加となりました。この要因は、加入者の高齢化により、特に65歳から74歳までの前期高齢者の医療費が増加し、これに伴う交付金が増加したことによるものであります。

歳出決算額につきましては18億4,330万3,952円で、前年度比1.8%の増加となりました。この要因は、医療技術の高度化に伴う医療費の増大など、保険給付費が毎年増加しているためであります。

続きまして、257ページの老人保健特別会計であります。

歳入及び歳出決算額はともに52万6,255円で、前年度比86.7%の減少となりました。御案内のとおり、老人保健制度は、平成20年4月の医療制度改革により廃止をされ、新たに高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療制度が創設されました。これによりまして、

老人保健特別会計は、3年間精算事務のため継続されましたが、本年3月末日をもって廃止となりました。

次に、261ページの後期高齢者医療特別会計であります。

歳入決算額につきましては1億6,065万5,090円で、前年度比11.9%の増加となりました。この要因としましては、保険料の算定根拠となっております所得割率及び均等割額の改定によるものであります。

歳出決算額につきましても1億6,006万4,340円で、前年度比13.8%の増加となりました。この要因としましては、加入者の高齢化に伴う医療費の増加であります。

次に、265ページの介護保険特別会計であります。

歳入決算額につきましては7億9,149万1,027円で、前年度比5.5%の増加となりました。歳出決算額につきましても7億6,505万5,845円で、前年度比7.6%の増加となりました。事業成果といたしましては、平成22年度は第4期介護保険事業計画（21年度から23年度）の中間年に当たり、次の計画策定に向けて高齢者の実態調査を実施しました。

また、平成18年度の制度改正により設置しました地域包括支援センターは、これまで大口町が直営で行ってまいりましたが、平成22年度からは社会福祉法人 おおくち福祉会に運営の委託を行いました。

次に、277ページの公共下水道事業特別会計であります。

歳入及び歳出決算額はともに7億3,352万8,357円で、前年度比7.6%の減少となりました。事業の成果といたしましては、平成23年4月1日の供用開始に向け、上小口2丁目及び3丁目地内の一部の整備を行いました。これにより、下水道事業認可区域の整備率は、平成22年度末現在で、五条川左岸処理区につきましては94.2%、右岸処理区につきましては88.1%となりました。なお、下水道の普及率につきましては74.1%で、前年度と比較しますと、1.7%の増加となりました。

以上で、特別会計の概要説明とさせていただきます。

なお、ほかの特別会計につきましては、後ほどごらんいただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではありますが、平成22年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の概要説明とさせていただきます。

議長（倉知敏美君） はい、御苦労さまでした。

認定第1号につきましては、監査委員の審査に付されておりますので、審査結果について代表監査委員から報告を求めます。なお、自席にて報告したい旨の申し出がありましたので、これを認めます。

鈴木代表監査委員。

代表監査委員（鈴木鹿太郎君） ただいま議長さんから御指名をいただきました監査委員の鈴木鹿太郎でございます。

議選の監査委員 齊木一三さんからのお許しをいただきまして、監査委員を代表して、私から決算及び基金運用状況の審査の結果について御報告申し上げます。

今回の審査は、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項に定めるところにより、6月1日から8月10日まで実施いたしました。御協力いただきました関係職員の皆様方には、改めてお礼申し上げますところでございます。

平成22年度大口町一般会計歳入歳出決算、並びに九つの特別会計であります土地取得特別会計、国際交流事業特別会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落家庭排水事業特別会計及び社本育英事業特別会計における歳入歳出決算書、それから歳入歳出決算書事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類、決算に係る主要施策の成果報告書、並びに諸帳簿と関係証拠書類を照合するとともに、関係職員の説明を求め、慎重に審査いたしました。

その結果、決算書及び附属帳簿、証拠書類等はいずれも符合しており、決算計数は正確に表示されているものと認めます。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めます。

なお、詳細につきましては、お手元の審査意見書の写しのとおりでございますので、御参考にしていただければ幸いに存じます。

以上、御報告いたします。

議長（倉知敏美君） はい、ありがとうございました。

これをもちまして提案理由の説明を全部終了いたします。

議案第54号について（質疑・討論・採決）

議長（倉知敏美君） 続きまして、日程第5、議案第54号 明日の学校づくり施設整備事業大口南小学校新築工事（第1工区）請負契約の変更についてを議題といたします。

この議案につきましては、行政執行上、急を要する議案でございます。議案第54号 明日の学校づくり施設整備事業大口南小学校新築工事（第1工区）請負契約の変更についての質疑に入ります。ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） 設計金額は、どういうふうに出すのかということなんですけれども、例えば最初に南小学校を新築するというので設計したときの単価と、それからこの変更したときの設計単価というのは、設計する時期によって単価が変わったりすることというのはないんでしょうか。そこら辺だけちょっと説明いただけますでしょうか。

議長（倉知敏美君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（近藤孝文君） 吉田議員の御質問にお答えさせていただきます。

設計については、当初設計していただいた額に基づきまして、今回の変更契約分も対応しております。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） そうすると、設計変更をするときの単価というのは、当初の設計単価で計算をすると、そういうふうにしてこれは設計してあるという理解でいいんですか。はい、わかりました。

議長（倉知敏美君） そのほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） それでは、これで質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論・採決に入ります。

議案第54号 明日の学校づくり施設整備事業大口南小学校新築工事（第1工区）請負契約の変更についての討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第54号の採決に入ります。

本案は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

散会の宣告

議長（倉知敏美君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あしたからは議案精読のため休会といたしまして、9月6日火曜日午前9時30分から本会議を再開し、議案に対する質疑を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

なお、一般質問の締め切りは、あした2日金曜日の正午となっております。時間厳守でお願いいたします。本日は御苦勞さまでございました。

(午前11時25分)

